

# ○ 山梨大学工学域教育研究基金運用規程

制定 平成30年11月15日

## (目的)

第1条 この規程は、「山梨大学工学部、大学院医工農学総合教育部修士課程工学専攻及び博士課程工学専攻並びに総合研究部工学域（以下「工学域」という。）」の教育研究推進のため寄せらせる奨学寄附金（以下「教育研究基金」という。）を工学域の教育研究推進のために適正かつ有効に運用し、もって工学域の教育研究及び管理運営体制の充実・改善に寄与することを目的とする。

## (事業)

第2条 教育研究基金により、次の各号に掲げる事業の支援を行うものとする。

- (1) 若手研究者の研究支援
- (2) 学部生、大学院生の教育活動への支援
- (3) 社会貢献事業の研究支援
- (4) その他学生、教職員の教育研究推進のために必要な事業

## (経費)

第3条 前条に規定する事業の支援を行うために必要な経費は、教育研究基金をもって充てるものとする。

## (申請)

第4条 第2条に規定する事業に係る支援を希望する者は、教育研究推進事業実施計画書（別記様式）により工学域長に申請し、その承認を得なければならない。

## (審査)

第5条 教育研究基金の運用に係る審査は、工学域予算委員会が行い、工学域長に報告するものとする。

## (受入)

第6条 教育研究基金の受入及び経理事務の取扱いは、国立大学法人山梨大学奨学寄附金取扱規程によるもののほか、必要な事項は、別に定める。

## (事務)

第7条 教育研究基金の運用に係る事務は、工学域支援課において処理をする。

## (雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、教育研究基金の運営等に関し必要な事項は、工学域長が定める。

## 附 則

この規程は、平成30年11月15日から施行する。

別記様式

教育研究推進事業実施計画書

平成 年 月 日

工 学 域 長 殿

申請者（実施責任者）

所属

職名

氏名

印

下記により事業を実施したいので、支援について申請します。

記

1 事業名

2 実施金額 別添予算計画書のとおり

3 実施時期  
平成 年 月 日～ 平成 年 月 日

4 実施事業概要

5 その他参考となる事項